

## H I V曝露事故後の感染予防薬配置・提供要領

### 1 目的

県内の医療機関における針刺し事故等によるH I V曝露事故に備え、エイズ拠点病院等に感染予防のための抗H I V薬（以下「予防薬」という。）を配置するとともに、曝露を受けた医療従事者等（以下「被曝露者」という。）への予防薬の提供体制を整備し、被曝露者へのH I V感染防止を図る。

### 2 対象とする曝露事故

H I V抗体陽性又はH I V抗体陽性が強く疑われる患者の体液の曝露事故とする。県が配置した予防薬の使用の対象は、事故の発生した医療機関において、適当な予防薬が配置されていない場合であって、当該医療機関の医師が応急的な措置が必要と判断された場合とする。

### 3 感染予防の方法と医療従事者への周知

「医療事故後のH I V感染防止のための予防服用マニュアル」（国立国際医療研究センター病院エイズ治療・研究開発センター）及び「抗H I V治療ガイドライン」（厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「H I V感染症及びその合併症の課題を克服する研究」）を参考にし、医療機関ごとに独自のマニュアル等を作成するなど、各医療機関は、院内感染対策として曝露事故発生時の感染予防の方法をあらかじめ定め、医療従事者に周知しておく。

### 4 予防薬を配置する医療機関

予防薬を配置する医療機関（以下「配置医療機関」という。）は、次の医療機関とする。

- (1) 岐阜大学医学部附属病院
- (2) 岐阜県総合医療センター
- (3) 大垣市民病院
- (4) 中部国際医療センター
- (5) 岐阜県立多治見病院
- (6) 中津川市民病院
- (7) 岐阜県立下呂温泉病院
- (8) 高山赤十字病院

### 5 配備する予防薬

県は次の抗H I V薬を購入し、前記4で定める医療機関に、それぞれ2剤3日分又は4日分を配置する。

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| (1) TDF/FTC（ツルバダ錠） | 1錠/日×3日分又は4日分 |
| (2) RAL（アイセントレス錠）  | 2錠/日×3日分又は4日分 |

## 6 配置医療機関の窓口等の報告と公開

配置医療機関は、窓口の連絡先、担当医師等について、毎年4月に県健康福祉部感染症対策推進課まで様式1「H I V曝露事故後の予防薬配置医療機関窓口等報告書」により報告する。

また、様式1で報告された内容に変更があった場合については、その都度、県健康福祉部感染症対策推進課まで様式2「H I V曝露事故後の感染予防薬配置医療機関窓口等変更報告書」により報告する。

県健康福祉部感染症対策推進課は、様式3「H I V曝露事故後の感染予防薬配置医療機関窓口一覧表」を作成し、県内の関係団体に通知するとともに、県ホームページ上に公開する。

## 7 予防薬の提供

- (1) 医師は被曝露者に予防服用の効果と副作用について説明し、被曝露者の意向を確認する。この場合の医師は、原則、事故の発生した医療機関（以下「当該医療機関」という。）の医師とする。
- (2) 当該医療機関は、最寄りの配置医療機関に電話にて事故の状況等を説明し、あらかじめ予防薬の提供について了解を得る。
- (3) 当該医療機関は、様式4「H I V曝露事故後の感染予防薬提供依頼書」を作成する。なお、この際、提供を希望する量は特別な事由がない限り、1日分とする。
- (4) 被曝露者は前記(3)で作成された様式4「H I V曝露事故後の感染予防薬提供依頼書」を持参し、配置医療機関にて予防薬の提供を受ける。

## 8 予防薬の管理

- (1) 配置医療機関は県から予防薬が配置された際には、様式5「H I V曝露事故後の感染予防薬受領簿」を県に提出する。
- (2) 予防薬を使用又は提供した場合には、様式6「H I V曝露事故後の予防薬使用（提供）報告書」に様式4「H I V曝露事故後の感染予防薬提供依頼書」の写しを添えて、県に報告する。

### 附則

この要領は、平成26年8月7日から施行する。

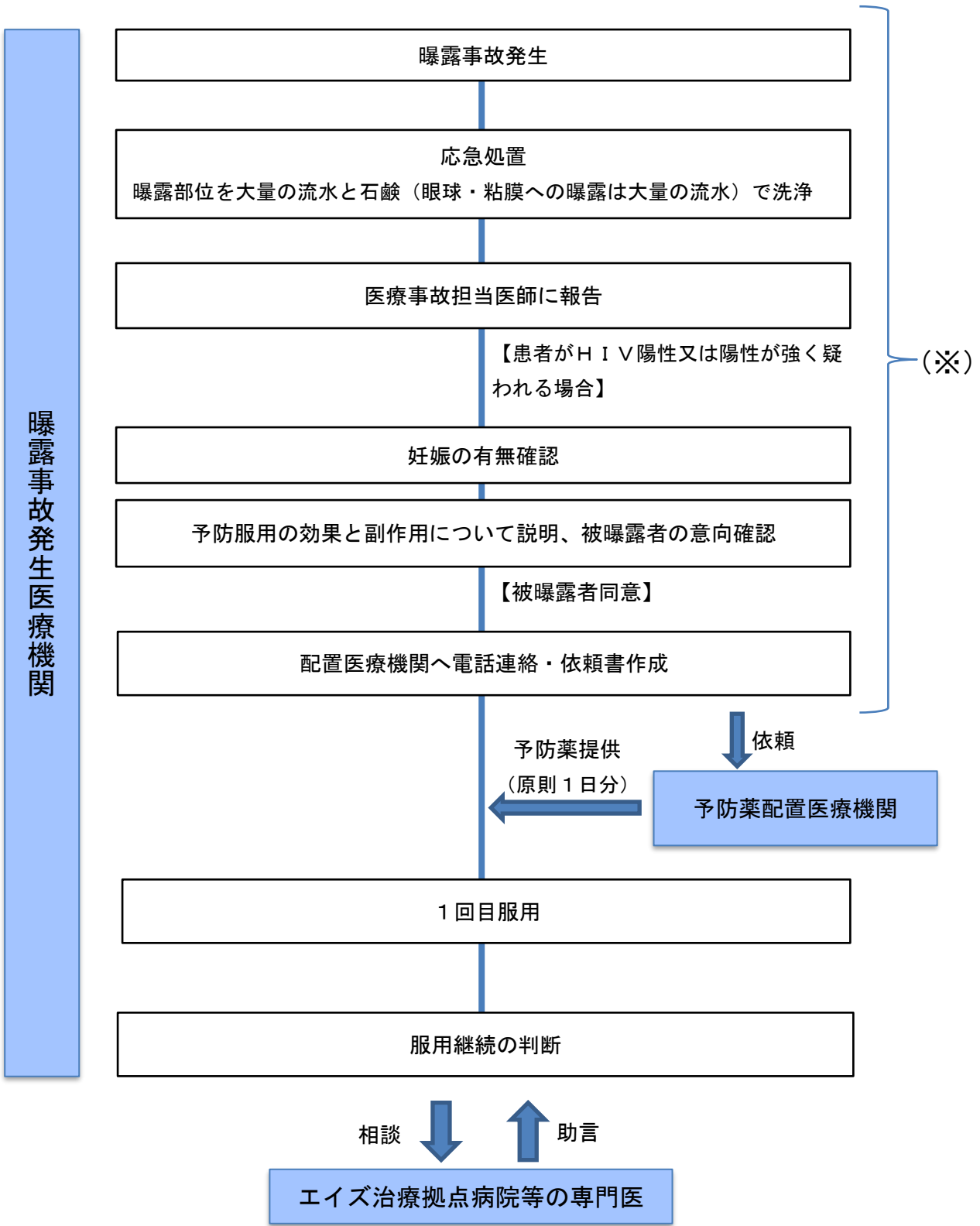
### 附則

この要領は、令和3年2月12日から施行する。

### 附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

# H I V 曝露事故後の感染予防薬のフローチャート



(※) : 各医療機関において詳細な手順等をあらかじめ定める